

新型コロナウイルス感染症による  
「家計急変家庭に対する学費減免制度」  
申請の手引き  
2020年度 後期学費

— 学生・ご家庭用 —

2020年6月15日

## 目 次

<u>1. 制度の概要</u>	P3
<u>2. 募集要項等</u>	P4
(1) 募集時期	P4
(2) 減免される金額	P4
(3) 申請の対象となる方	P4
<u>3. 申請から認定・学費減免までの流れ</u>	P6
(1) 事前申請	P6
(2) 申請書類の作成・準備	P6
(3) 申請書類の提出	P7
(4) 大原学園による審査	P7
(5) 審査結果の通知	P7
<u>4. 授業料減免の方法</u>	P7
<u>5. 認定後の年収確認・履修について</u>	P7
<u>6. そのほか</u>	P8
<u>申請にあたってのQ&amp;A</u>	P9

## 本制度について

新型コロナウイルス感染症により国内の経済状況に大きな影響が出ております。大原学園の在校生、大原学園に進学を検討されているご家庭においても、世帯収入状況が急変し、学費納入に不安を持たれている方も少なからずいらっしゃる事が想定されます。

このようなご家庭の学生が大原学園で安心して学習を継続して頂けるための緊急的支援として「家計急変家庭に対する学費減免制度」をご用意させて頂きました。公的奨学金制度や民間の支援制度などと共に、本制度をご利用頂き、大原学園で資格取得、希望の就職を実現してください。

学校法人 大原学園

## 1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、高い学習意欲が有りながらも大原学園での学習継続が困難になっている学生の授業料の一部を減免する制度です。

### ●減免される金額

2020年度後期「授業料」

・減免される金額は納入頂く予定の学費のうち「授業料」です。維持費、実習・演習費、教材費は納入頂きます。

☞詳細は 4ページ・7ページ

### ●制度の対象となる方

以下の条件を満たす方

- ① 大原学園専門課程に在籍中の学生（留学生を除く）
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、世帯収入が減少したことで住民税非課税となる見込みのご家庭から通学される学生（家計基準を満たす方）

☞詳細は 4ページ

### ●申込みから認定までの流れ

申請は学生の皆さまが在籍する全国大原学園各校で申請の受付を行います。申請締切日を確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

☞詳細は 6ページ

### ●申し込みに必要な書類と手続き

必要な4種類の書類を揃えて、申請期限までに在籍校の受付にご提出下さい。

なお、Webでの事前申請もお願いしております。

- ① 授業料免除申請書（大原学園HPよりダウンロード）
- ② 戸籍謄本
- ③ 兄弟姉妹の学生証コピー（中学生、高校生、大学生、専門学校生のご家族がいる場合）
- ④ 収入を証明する書類

☞詳細は6ページ

## 2. 募集要項等

### (1) 募集時期

事前申請：2020年6月15日（月）～2020年6月21日（日）

本申請：2020年6月29日（月）～2020年7月10日（金）13時※

※本申請締め切り後の受付は一切できません。

### (2) 減免される金額

2020年度後期「授業料」

・減免される金額は納入頂く予定の学費のうち「授業料」です。維持費、実習・演習費、教材費の納入は必要です。

### (3) 申請の対象となる方

- ① 大原学園専門課程に在籍中の学生（留学生を除く）
- ② 以下、家計基準による（ア）（イ）両方の条件を満たす方
  - （ア） 収入による基準  
新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、世帯収入が減少したことで令和2年分の住民税非課税となる見込みのご家庭から通学される学生。
  - （イ） 資産による基準  
申請時点において学生本人と生計維持者の資産額の合計が2,000万円未満（生計維持者が1人のときは1,250万円未満）であること。

#### a) 収入による選考基準の詳細

【対象となる方の2020年の目安年収】※日本学生支援機構修学支援新制度基準を参考

対象要件		住民税 非課税世帯
世帯について	兄弟姉妹について	第1区分
ひとり親世帯	子1人（本人）	～約210万円
	子2人（本人・高校生）	～約270万円
	子3人（本人・高校生・中学生）	～約270万円
	子3人（本人・大学生・中学生）	～約290万円
ふたり親世帯 ※片働き（一方が無収入）の場合	子1人（本人）	～約220万円
	子2人（本人・高校生）	～約270万円
	子3人（本人・高校生・中学生）	～約320万円
	子3人（本人・大学生・中学生）	～約320万円

—上記を参考とする際の注意点—

- (ア) 年収は両親の年収を合計したものとし、1万円の位を四捨五入している。
- (イ) 子については、本人は18歳、中学生は15歳以下、高校生は16～18歳、大学生は19～22歳としている。(専門学校生は大学生と同じ)
- (ウ) 給与所得以外の収入はないものとする。
- (エ) 目安年収について、「両親(片働き)」は配偶者控除対象となっている場合。

【奨学制度申請対象者の収入見込み額計算方法】

$\text{収入見込み額} = 2020\text{年}4\text{月}\sim 6\text{月の給与金額} \times 4 + \text{年間の賞与見込み額}$
--

b) 資産による選考基準詳細

申請時点において学生本人と生計維持者(2人)の資産額(下記「対象となる資産の範囲」参照のこと)の合計が2,000万円未満(生計維持者が1人のときは1,250万円未満)であること。

【対象となる資産の範囲】 \*日本学生支援機構奨学金制度基準を参考

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>i) 現金及びこれに準ずるもの<br/>投資信託、投資用資産として保有する金・銀なども含む</li><li>ii) 預貯金(普通預金、定期預金等)、有価証券(株式、国債、社債、地方債など)</li><li>iii) 有価証券や投資信託(申請者にて時価に換算する)</li><li>iv) 満期や解約により現金化した保険があればその金額(満期・解約前の掛け金、貯蓄型生命保険や学資保険は含みません)</li></ul> <p>※本制度の申請にあたり、<u>土地・建物等の不動産は「対象となる資産の範囲」には含まれません</u>(住宅ローン等の負債の額と、上記i～ivの額を相殺することはできません)。</p> |
|---|

資産に関する証明書(預金通帳のコピー等)について、申請時点での提出は不要です。  
ただし、選考において後日提出を求める場合があります。

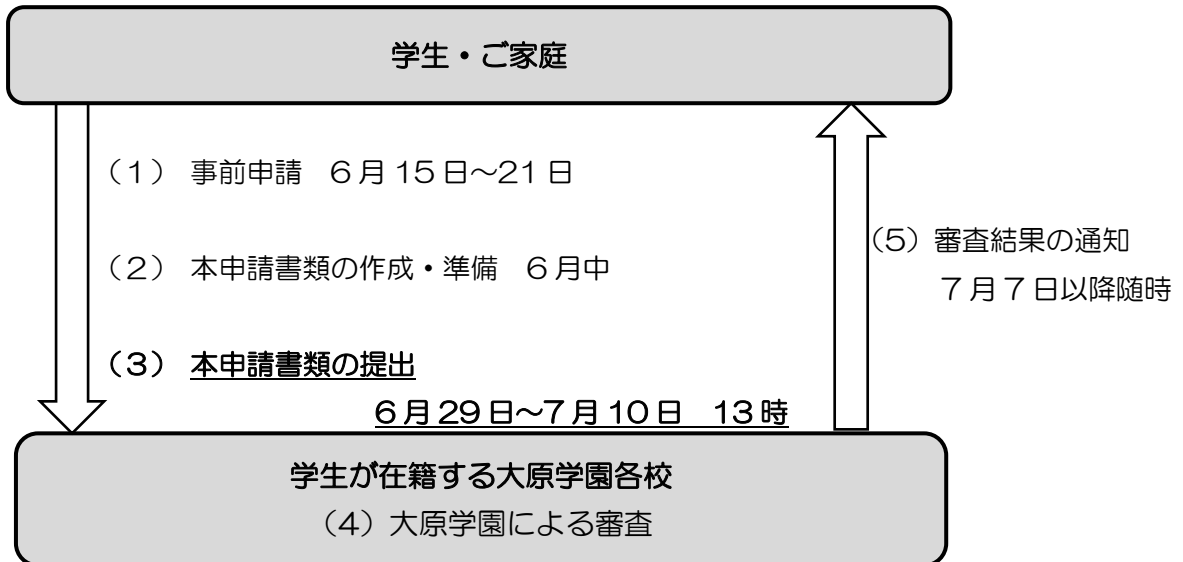
なお、前記の家計基準の要件に該当された場合でも、以下の方は本学費減免制度の対象者になれません。ご注意ください。

【申請の対象者になれない方】

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>a) 大原独自の他の奨学支援制度ですでにAランク認定を受けている方</li><li>b) 大原独自の他の奨学支援制度ですでにBランク認定を受けている1年生</li></ul> |
|---|

### 3. 申請から認定までの流れ

#### ●申請から認定までの流れ



#### (1) 事前申請

この制度の利用を希望される方は、大原学園 HP より Web 経由で事前申請を行ってください。

●事前申請期間 2020年6月15日(月)7時  
～2020年6月21日(日)23時59分

〈入力項目〉

学校名、氏名、学生証番号、保護者氏名

保護者電話番号、保護者メールアドレス、2020年分の予想年収

※事前申請後、登録されたメールアドレスに登録完了のお知らせが届きます。

#### (2) 申請書類の作成・準備

本制度の申請には以下の4つの書類提出が必要です。

- ① 授業料減免申請書(大原学園 HP よりダウンロードしてご利用ください)
- ② 戸籍謄本(全部事項記載)のコピー
- ③ 兄弟姉妹の学生証のコピー(該当されるご家庭のみ。中学生以上対象、2020年度のものを出し。)
- ④ 収入を証明する書類のコピー※

※「④収入を証明する書類」について

a) 勤務先等第三者が交付する給与明細(収入証明)

b) 事業主・自営業者に該当される場合には、自社の帳簿の写し等

上記 a・b では証明できない場合（死亡、休職、離職、解雇など）

c) 住民票（死亡日記載）

d) 医師による診断書および雇用主による病気休職中であることの証明書

e) 雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証

### （3）申請書類の提出

① 申請書類 4 点を在籍校の受付に提出してください。添付資料が揃わない場合などは募集締め切り前に必ずご相談ください。なお、申請期間締め切り後の提出はいっさい受付致しません。

② 申請期間(全国大原学園共通)

2020年6月29日（月）～2020年7月10日（金） 13時

### （4）大原学園による審査

① 申請書類に基づき審査を行い、大原学園全体で奨学支援制度認定者を決定致します。

② 申請された方全員が認定されない場合もございますので予めご了承ください。

### （5）審査結果の通知

審査結果は7月7日（火）以降随時、在籍校よりご家庭宛に郵送にて通知致します。

## 4. 授業料減免の方法

（1）奨学生に認定された方は、学費の納入にあたり、「授業料」相当額を差し引いた金額をお振込み下さい。※学費納入のお知らせは通常の金額でご案内されますのでご注意ください。

（2）本奨学制度の申請をされた方は、審査結果通知の確認後に学費の納入をお願い致します。

## 5. 認定後の年収確認・履修について

### （1）年収確認

学費減免制度の対象者に認定された方につきましては、当年の年収確認の為に年明け1月にご家庭の令和2年分の給与所得源泉徴収票のコピーをご提出頂きます。詳しくは改めてご案内させていただきます。

### （2）履修状況の確認

学費減免の対象に認定された方は出席状況、成績について特に他の学生の模範となるよう学習に取り組んで下さい。



## 6. そのほか

残念ながら申請されたすべての方が学費減免制度に認定されない場合もあります。

大原学園ではコロナウイルス感染症による「家計急変家庭に対する学費分納制度」など学習継続をサポートする制度もご用意しておりますので、ご相談ください。

### 【本制度に関するお問い合わせ先】

「家計急変家庭に対する学費減免制度」に関するお問い合わせにつきましては、在籍される学校の学生管理課までお願い致します。

## 申請にあたっての Q&A

Q1：大原学園のこの学費減免制度とあわせて、日本学生支援機構の貸与型奨学金を利用することはできないのですか。

A：可能です。既存の公的支援制度（①日本学生支援機構の第一種 奨学金（無利息）、第二種奨学金（利息が付くタイプ））や民間等による支援制度についてのご相談は在籍される学校の学生管理課で受け付けております。

Q2：学業成績や出席状況が良くないのですが、申請できるのでしょうか。また審査に影響しますか。

A：申請の要件にこれまでの学業成績や出席状況は含まれておりません。大原学園での学業継続を希望される方で申請要件を満たす方は誰でも申請できます。なお、審査にあたっては大原学園での学業成績や出席状況を考慮する場合があります。

Q3：集中資格取得コースの学生は対象になりますか。

A：対象になります。なお、2020年9月以降も在籍される方に限ります。また、学費を負担されているご家族の年収減少による申請が前提です。

Q4：大学を卒業後、大原に入学しました。申請に年齢要件はありますか。

A：年齢に関する要件はありません。

Q5：年間休学中でも対象となりますか。

A：年間休学中の方は対象になりません。

Q6：必要な証拠書類が揃わないと申請できないのですか。

A：書類の一部が揃わない場合であっても、申請することは可能です。その場合には事前にご相談のうえ、後日不足する資料を追加で提出してください。ただし、万一、申告内容に虚偽があった場合には、認定を取り消し、速やかに減免した授業料を納付して頂きます。

Q7. 事前申請を行っていないと、本申請は出来ないのですか。

A. 事前申請を行っていない場合にも、本申請は受付いたします。本申請を行う前に、担任の先生に個別に相談を行ってください。ただし、特別の事情が無い限り、事前申請を行うようお願いします。

Q8：現在、他の大学に在学しているのですが、申請は可能ですか。

A：可能です。ただし、引き続き大原学園で卒業まで学業を継続する意思がある場合に限りです。